定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定によって、広島県告示第五百九十七号 次のとおり指

平成二十四年六月二十八日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

エムエス	有限会社 I K	名称	サ l ビ ス 指 定 介
五号 東広島市西条	四二八—一 庄原市宮内町	の 所 在 地主たる事務所	ス事業者防
友安	事業部 アー介護用品	名称	廃止した
五号 御条町一番二 東広島市西条	四二八—一 庄原市宮内町	所 在 地	た 事 業 所ービス事業を
所介護 予防通	販売 防福祉用具 見	の 相 ゼ ス	
年 年 五 月 三 四	日年 五月 一四	年 廃 月 日 止	